特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税(県税)関係事務に係る基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高知県は、地方税(県税)関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

税務システム

評価実施機関名

高知県知事

公表日

令和7年3月26日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報 	
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	県税の賦課・徴収事務
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち、県税の賦課徴収・調査に関する事務であって主務省令(番号法内閣府・総務省令第5号(平成26年9月10日)第16条)で定める、地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務。 1. 納税者からの申告及び届出等による課税業務(自動車税、個人事業税、不動産取得税、軽油引取税等) 2. 収納及び納付(充当)事務、納税証明書の交付申請、滞納整理業務等3. 納税者情報及び課税情報等を管理する業務
③システムの名称	税務システム
2. 特定個人情報ファイル:	名
県税クラウドサービスデータベ	ースファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律 第27号)(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条
4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表第49の項
5. 評価実施機関における	担当部署 担当部署
①部署	高知県総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求
請求先	高知県総務部法務文書課 〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 088-823-9156
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	高知県総務部税務課 〒780-0850 高知市丸ノ内2-4-1 088-823-9347
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[10万人以上30万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か			令和6年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和6年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
<選択肢>				
載されている。	心(域) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	生品项目計业	音×は主項日計 音にのいて、ツ	ヘン刈束の計幅が記
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシス	テムを通じた	-入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	-
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	-
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	-
5. 特定個人情報の提供・移転	ਂ (委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) [()]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに複数人での確認を 行うなど人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。					

9. 監査							
実施の有無	[〇] 自己点検	[O]内部監査 []外部監査					
10. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 1					
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [〇]全項目評価又は重点項目評価を実施する							
最も優先度が高いと考えられ る対策	[
当該対策は十分か【再掲】	[<選択肢> 1)特に力を入れている] 2)十分である 3)課題が残されている					
判断の根拠							

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月24日	表紙 特記事項	税務総合システム(令和4年12月末まで運用予定) 税務システム(令和5年1月から運用開始予定)	税務システム	事後	特定個人情報保護評価の見 直し
令和5年8月24日	I 関連情報 1③システムの 名称	税務総合システム(令和4年12月末まで運用予定) 税務システム(令和5年1月から運用開始予定)	税務システム	事後	特定個人情報保護評価の見 直し
令和5年8月24日	I 関連情報 2特定個人情報 ファイル名	【税務総合システム】税務総合システムデータ ベースファイル、【税務システム】県税クラウド サービスデータベースファイル	県税クラウドサービスデータベースファイル	事後	特定個人情報保護評価の見 直し
令和5年8月24日	Ⅱしきい値判断項目 判断時 点	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	特定個人情報保護評価の見 直し
令和6年12月13日	I 関連情報 3法令上の根拠	第2/号/(以下) 番号法」という。)第9余第1 項 別表第一 16項	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1 項別表第24の項	事後	法令改正による修正
令和6年12月13日		番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	法令改正による修正
令和6年12月13日	I 関連情報 4②法令上の根 拠	番号法第19条第8号 別表第2 28項	番号法第19条第8号	事後	法令改正による修正
令和6年12月13日	I 関連情報 4②法令上の根 拠	番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第 21条	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条 の表 第49の項	事後	法令改正による修正
令和6年12月13日	Ⅱしきい値判断項目 1いつ 時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見 直し
令和6年12月13日	IIしきい値判断項目 2いつ 時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見 直し
令和6年12月13日	IVリスク対策 8人手を介在させる作業		特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに複数人での確認を行うなど人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	様式変更による項目追加
					<u> </u>